

平成16年4月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
うえき町薬局	鹿本郡植木町岩野939-2	調剤	平成16年4月1日
有限会社さしき薬局	葦北郡芦北町佐敷175-1	調剤	平成16年4月1日
株式会社木山薬局亀川店	本渡市亀場町亀川1886-9	調剤	平成16年4月1日

熊本県告示第387号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年3月26日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合を構成する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更を平成16年3月30日付けで許可した。

平成16年4月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年3月31日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合を構成する地方公共団体の数の増加を平成16年3月31日付けで許可した。

平成16年4月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第389号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成16年4月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 起業者の名称 熊本県
- 2 事業の種類 県道小池竜田線改築工事（熊本県熊本市沼山津四丁目地内及び同県同市桜木四丁目地内から同県同市桜木六丁目地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事
- 3 手続が開始される土地
(1) 収用の手続が開始される土地 熊本県熊本市桜木六丁目地内
(2) 使用の手続が開始される土地 熊本県熊本市桜木六丁目地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 熊本県熊本市役所

公 告**熊本県公告第361号**

松島町長松尾万二郎から、松島地区（小麦工区）土地改良事業（区画整理）計画変更の協議があったので審査し、平成16年3月30日付けで変更を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年4月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成16年4月13日から平成16年5月14日まで
- 2 縦覧場所
松島町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
松島地区（小麦工区）土地改良事業（区画整理）変更計画書